

別紙

諮問第1552号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、警視庁の公印及びゴム印の印影については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成30年度区部における都市計画道路調査委託 報告書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年2月10日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成30年度区部における都市計画道路調査委託 報告書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1は条例7条2号に、本件非開示情報2は同条2号及び3号に、本件非開示情報3は同条4号に、本件非開示情報4は同条2号及び4号に、本件非開示情報5は同条4号に、本件非開示情報6は同条5号及び6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年4月20日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年7月14日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年9月30日（第230回第一部会）から令和5年1月31日（第234回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

実施機関の説明によると、東京都では、特別区及び26市2町と共に連携しながら、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定している。現行の事業化計画として、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（以下「整備方針」という。）を策定している。

本件対象公文書において調査・分析の対象としている環状第3号線及び補助第95号線のうち、特定の区間（以下「本区間」という。）は、整備方針において、将来都市計画道路ネットワークの検証を行った結果、その必要性は確認されたものの、様々な事由により、計画幅員、構造などの都市計画の内容について検討を要する路線として「計画内容再検討路線（区間）」に位置付けられている。

本区間については、その整備の実現に向け、地形や現在の土地利用について考慮するとともに、必要とされる道路機能の発揮に向けた整備形態の検討を進めているところである。

本件対象公文書は、本区間を将来的に管理する管理者、関係自治体等の関係機関との協議を進めるため、当該協議の進捗状況を踏まえて道路計画案や交通量推計の検討の深度化を行うとともに、必要とされる道路機能を発揮する整備形態を検討することを目的とした調査の委託に係る報告書である。

実施機関は、本件対象公文書について、別表に掲げる本件非開示情報1から6を非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報1から6の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、法人の担当者の氏名・所属・資格・担当業務等、法人の担当者の資格の登録証、代理人の氏名であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、法人の担当者のメールアドレスであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同条3号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

実施機関は、本件非開示情報3である印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は法人の印影、個人の印影、警視庁の公印、ゴム印の印影であることが確認できた。このうち、法人の印影及び個人の印影は、これを公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。したがって、本件非開示情報3のうち、法人の印影及び個人の印影は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

一方、本件非開示情報3のうち、警視庁の公印について検討するに、警視庁における公印の取扱いについては、警視庁公印規程（平成13年9月14日訓令甲第38号）を定め、その使用及び管理等を行っているところ、公印は、その性質上、不特定多数の者に交付する証明書等に押印されるなど、広く一般に公にする慣行が確立されているものと認められる。このように、公的に使用される印のうち、公印としてその印影の形状等の詳細を広く一般に公にする慣行が確立されているものについては、条例7条4号の規定する非開示情報に該当するものとして取り扱うことは妥当でなく、開示すべきである。

また、本件非開示情報3のうち、ゴム印の印影については、審査会が見分したところ、定型的な記載事項を手書きすることに代えて、単にゴム印を押しているにすぎないものであり、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理

由がある情報であるとは認められないことから、条例7条4号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報4について

実施機関は、本件非開示情報4であるQRコードは、これを読み取ることにより、法人の担当者の氏名及び法人の印影が明らかになる情報であると説明する。

審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該QRコードは、権限を有する端末でしか内容を読み取ることができないとのことであったものの、公にすることにより、当該QRコードの内容を何らかの方法で読み取ることによって、法人の担当者の氏名及び法人の印影が明らかになるおそれを否定できない。法人の担当者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。また、法人の印影は、これを公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、同条4号に該当する。したがって、本件非開示情報4は条例7条2号及び4号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、図面のうち電気設備の配置状況に関する情報及び鉄道部分に関わる情報である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報5を公にすることにより、下水幹線に係る電気設備の詳細な配置状況及び線路の詳細な配置状況を把握することが可能となり、下水幹線に関する電気設備の詳細な配置状況を悪用した犯罪及び鉄道用地内への不法な侵入等の実行を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、本件非開示情報5は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

審査請求人は、本件対象公文書は、既に都市計画決定されている道路についての調査であり、公にすることにより率直な意見交換が妨げられる等の非開示理由は不当である旨主張する。

この点について、実施機関は、本区間は整備方針において「計画内容再検討路線（区間）」に位置付けられており、整備形態の検討を進めているところであると主張する。

審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、以下の説明があった。

整備形態の方針が決まり次第、必要に応じて都市計画変更の手続を行う。当該手続を行う場合には、沿道住民等に都市計画変更素案の内容を明らかにした上で、説明会を行い、意見を聴取し、都市計画変更案を作成する。そして、都市計画変更案の公告・縦覧を行い、関係区市町村の住民及び利害関係者並びに関係区市町村の意見を募集し、寄せられた意見は東京都都市計画審議会に提出し、同審議会での審議を経て、都市計画変更の決定・告示を行う。

環状第3号線及び補助第95号線については、既に都市計画変更の決定・告示を行った内容については公にしているものの、現在検討中の内容については、未確定であるため公にすることはできない。その理由として、都市計画決定されている都市計画道路の区域においては、建築制限や固定資産税の減免措置等、地権者の権利や財産に係る様々な制約、措置があり、本件対象公文書の検討内容は、都市計画線内の地権者及び周辺居住の都民、不動産関係者等の利益・不利益に直結することが挙げられる。

したがって、仮に特定の者が先行して都市計画道路の区域に関する検討段階の情報を得た場合には、未確定の情報から憶測に基づき、他の者に先んじて土地家屋等の売買を行うおそれがあり、また、未確定の情報を基に都市計画道路の都市計画線を推測し、貴重な財産である土地家屋等を売買する判断材料としてしまうことに加え、そのような未確定の情報が広まり、憶測に基づく土地家屋等の売買が連鎖して起きるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、交通量推計、交通流動の検討に係る情報及び道路計画の検討に係る情報が記載されている。

交通量推計及び交通流動の検討に係る情報には、本区間の幅員の検討の基となる車線数、交差点ごとの交差構造などの複数の検討案が具体的に記載されている。こ

のうち、本件非開示情報6として非開示とした部分には、これらの検討案に係る推計結果及び交差点解析結果等の検討段階にある未確定の条件設定等に関する情報が記載されており、都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定の方針、検討対象、判断・評価基準といった将来的な都市計画変更に関する内容が記載されている。

また、本件非開示情報6として非開示とした道路計画の検討に係る情報には、交通量推計及び交通流動の検討結果を基に、道路線形、横断構造などについて具体的に検討した内容が記載されており、現地の地形図と重ねた道路の線形に関する図面も具体的に記載されている。

これらのことを踏まえて審査会が検討すると、本件対象公文書における検討内容は、都市計画道路の区域内や周辺地域の住民、不動産関係者等にとって、建築制限や土地家屋の売買に係る判断に影響を与える情報であると認められ、本件非開示情報6を公にすることにより、検討中の未確定の情報を基に、道路線形・幅員・構造など今後の都市計画変更の内容について憶測を呼び、建築物の建築や土地家屋の売買において不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報6は条例7条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表 本件一部開示決定

| 本件非開示情報 | | 非開示理由 |
|---------|--|-----------|
| 1 | 法人の担当者の氏名・所属・資格・担当業務等、法人の担当者の資格の登録証、代理人の氏名 | 7条2号 |
| 2 | 法人の担当者のメールアドレス | 7条2号、7条3号 |

| | | |
|---|--|-----------|
| 3 | 法人の印影、個人の印影、警視庁の公印、ゴム印の印影 | 7条4号 |
| 4 | QRコード | 7条2号、7条4号 |
| 5 | 図面のうち電気設備の配置状況に関する情報、鉄道部分に関わる情報 | 7条4号 |
| 6 | 目次の記載の一部、ゾーン数の集約と分割、交通容量図、交通量図、ケース別交通量図等、発生集中交通量、環状3号線の整備に伴う交通の変化、ケース別交通流動図、環状3号線の整備の効果、条件別の計画交通量等及び交通量図、標準幅員の整理、トンネル検討に係る構成要素、条件別横断図・縦断図比較、各交差点の需要率計算の条件整理、検討結果等、交差点平面図、補178縦断図、計画平面図、縦断図、横断図及び概算工事費、交差点処理に係る検討結果（図表を含む。）、環状第3号線・補助第95号線 掛図、東京都下水道局協議資料に関する記載の一部・埋設平面図・断面図、平面図・交差点解析資料・パース、トンネル施設に関する検討・図面、非常駐車帯に関する記載の一部 | 7条5号、7条6号 |